

(趣旨)

第1条 この訓令は、清須市指名業者選定委員会設置規程（平成17年清須市訓令第31号）第2条第2号の規定に基づき、本市が執行する建設工事の契約に参加させるべき建設業者等の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設業者 建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。
- (3) 指名業者選定委員会 清須市指名業者選定委員会設置規程（平成17年清須市訓令第31号）第1条に規定する清須市指名業者選定委員会をいう。

(建設業者の選定)

第3条 指名業者選定委員会は、建設業者を選定しようとするときは、清須市入札等参加資格審査規程（平成17年清須市訓令第30号。以下「入札等参加審査規程」という。）の規定による入札等参加資格の認定及び清須市建設工事請負業者格付要領（平成23年清須市訓令第3号）の規定による格付を受けた建設業者のうちから選定するものとする。

2 建設業者の選定基準は、別表に定めるとおりとする。ただし、前項の規定により選定することができる建設業者の数が、清須市契約規則（平成17年清須市規則第50号）第24条第1項各号に定める数（以下「入札指名業者数の基準」という。）に満たない場合その他の事由がある場合は、別表に掲げる等級について、上位又は下位の等級の格付を受けた建設業者のうちから選定することができる。

3 建設業者の選定は、前2項に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 工事施工能力
- (2) 経営規模
- (3) 契約の履行実績（工事成績及び技術力）
- (4) 履行中の契約件数及び契約高
- (5) 労働福祉の状況
- (6) 倒産等に関する情報

(選定基準の特例)

第4条 指名業者選定委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、選定基準及び入札指名業者数の基準にかかわらず、建設業者を選定することができる。

- (1) 災害復旧工事等で緊急又は短期間で完了する必要があるとき。
- (2) 地理的条件を勘案して建設業者を選定する必要があるとき。
- (3) 特定の機械又は技術を必要とするとき。
- (4) 特異な建設工事であるとき。
- (5) 契約の締結の方法が随意契約であるとき。
- (6) 市内に本店、営業所等を有する建設業者があるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ないと市長が認めたとき。

(建設業者以外の選定)

第5条 測量、調査、設計、監理等を行う事業者の選定は、入札等参加審査規程の規定に基づき、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 業務実行能力
- (2) 経営規模
- (3) 契約の履行実績並びに業務成績及び技術力
- (4) 履行中の契約件数及び契約高
- (5) 労働福祉の状況
- (6) 倒産等に関する情報

(指名選定除外)

第6条 清須市の工事請負契約に係る指名停止等の措置規程（平成17年清須市訓令第34号）第3条及び第8条の規定に該当する者は、第3条第1項の規定による選定から除外するものとする。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、清須市指名業者選定委員会において定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月2日訓令第4号）

この訓令は、令和2年3月10日から施行する。

附 則（令和2年9月30日訓令第14号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日訓令第2号）

- 1 この訓令は、令和4年3月15日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和4年4月1日以後に契約を締結する建設工事に係る建設業者の選定について適用し、同年3月31日以前に契約を締結する建設工事に係る建設業者の選定については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

選定基準

建設工事の種類	等級	設計金額
1 土木工事、舗装工事	A	8,000万円以上
	B	1,000万円以上8,000万円未満
	C	1,000万円未満
2 建築工事	A	5,000万円以上
	B	1,000万円以上5,000万円未満
	C	1,000万円未満
3 上記以外の工事	A	5,000万円以上
	B	500万円以上5,000万円未満
	C	500万円未満